

警務甲達第45号

警情甲達第15号

生企甲達第39号

刑企甲達第40号

交企甲達第34号

警公甲達第28号

平成21年12月1日

〔改正 令和2年7月8日〕
警務甲達第27号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県犯罪被害者等支援管理システム運用要綱の制定について

犯罪被害者等支援管理システムについては、福井県犯罪被害者等支援管理システム運用要綱の制定について（平成19年警務甲達第21号。以下「旧要綱」という。）により実施しているところであるが、このたび、出力帳票の管理について見直しを図り、別添のとおり運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

福井県犯罪被害者等支援管理システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成23年福井県警察本部訓令第10号）及び福井県警察における警察情報管理システムの運用要領の制定について（平成26年警情甲達第26号）の規定に基づき、犯罪の被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）の支援業務を適正かつ確実に実施するため、高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）に設置されている端末装置から、支援状況のデータを直接入力する犯罪被害者等支援管理システムの運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）による。

第3 犯罪被害者等支援管理システムの概要

1 犯罪被害者等支援管理システムの構成

- (1) ハードウェアは、「福井県警察情報管理システム」の構成機器を用いる。
- (2) ソフトウェアは、「犯罪被害者等支援管理システム」を用いる。

2 データの入出力

被害者等支援状況のデータ入力は警察署等の端末装置から行い、必要な単票の出力は関係所属の端末装置から行う。

第4 犯罪被害者等支援管理システム運用責任者等の設置及び任務

1 犯罪被害者等支援管理システム運用責任者

- (1) 警務課、生活安全企画課、地域課、少年女性安全課、生活環境課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通指導課、公安課、警察署等に犯罪被害者等支援管理システム運用責任者を置き、それぞれ所属長をもって充てる。
- (2) 犯罪被害者等支援管理システム運用責任者は、犯罪被害者等支援管理システムの効率的な運用、維持及び情報を適正に管理するために必要な事務を行う。

2 犯罪被害者等支援管理システム取扱責任者

- (1) 警務課、生活安全企画課、地域課、少年女性安全課、生活環境課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通指導課、公安課、警察署等に犯罪被害者等支援管理システム取扱責任者を置き、本部にあっては所属長が指定する警部（相当職を含む。）以上の階級にある者を、警察署にあっては警務課長をもって充てる。
- (2) 犯罪被害者等支援管理システム取扱責任者は、犯罪被害者等支援管理システム運用責任者を補佐し、犯罪被害者等支援管理システムの効率的な運用、維持及び情報を適正に管理するために必要な事務を行う。

3 データ入力担当者

入力担当者は、警察署等において当該事件を担当する課長（高速道路交通警察隊においては副隊長）、警察署の警務課長、警察署の地域課長、指定被害者支援要員運用要領の制定について（令和2年警務甲達第25号。以下「支援要員運用要領」という。）

に定める被害者支援要員、福井県警察被害者連絡実施要領の制定について（平成22年刑企甲達第21号。以下「被害者連絡実施要領」という。）に定める被害者連絡担当者及び地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（平成19年生地甲達第6号）に定める被害者訪問・連絡担当者（以下「支援要員等」という。）として、被害者等の支援業務に従事した職員とする。

第5 登録対象事案

支援要員等を運用したすべての事案とする。

第6 登録業務の種別

犯罪被害者等支援管理システムにおけるデータの登録業務の種別は、次のとおりとする。

1 事案情報登録

(1) 事案関連各種登録

犯罪被害者等支援管理システムは、捜査情報総合管理システム及び交通事故情報管理システム（以下「他システム」という。）と連動し、被害者連絡実施要領で定める連絡対象者にかかる事案について、自動的に事案データを更新することにより、支援漏れを防止することとしている。よって、支援要員等の運用に関し、その必要性をはじめとして、次に掲げる項目を登録する。

ア 事案関係登録・修正

支援要員等の運用の要否の決定及び支援要員等を運用しようとする事案内容に関し必要な項目を登録する。

イ 関係者登録・修正

支援要員等を運用しようとする場合に、被害者等の支援対象者を登録する。

ウ 要員登録・修正

運用しようとする支援要員等を登録する。

(2) 事案新規・更新登録

他システムのデータ登録の遅延等により、(1)により難しい場合に、犯罪被害者等支援管理システムに直接事案データを登録する。

(3) 他業務データ参照登録

被害者連絡実施要領で定める連絡対象者にかかる事案以外の事案であるが、支援要員等の運用が必要な場合に、他システムのデータを犯罪被害者等支援管理システムに引用し、登録する。

2 被害者支援登録

支援要員等が被害者等の支援に従事した結果に基づき、次に掲げる項目を登録する。

(1) 支援実施登録

指定被害者支援要員が、実施した支援等の内容を登録する。

(2) 連絡実施登録

事件担当捜査員が、実施した連絡等の内容を登録する。

(3) 訪問・連絡実施登録

地域警察官が、実施した訪問・連絡活動等の内容を登録する。

3 支援要員登録

指定被害者支援要員を推薦する場合に、支援要員を選択し登録する。

第7 登録の時期

- 1 事案情報登録は、支援対象事案を把握後速やかに実施するものとする。
- 2 被害者支援登録は、被害者等の支援活動を実施した後速やかに実施するものとする。
- 3 支援要員登録は、支援対象者を登録した後速やかに実施するものとする。

第8 出力帳票

- 1 犯罪被害者等支援管理システムにより印字出力する書類は、次の(1)から(4)までとする。
 - (1) 被害者支援実施票（支援要員運用要領の別記様式第2号）
 - (2) 被害者連絡経過票（被害者連絡実施要領の別記様式1から別記様式2まで）
 - (3) 訪問・連絡カード（地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（平成19年生地甲達第6号）の別記様式）
 - (4) 指定被害者支援要員名簿（支援要員運用要領の別記様式第1号）
- 2 (1)から(4)までの書類については、個人情報出力資料管理簿の記載を要しないものとする。

第9 照会

犯罪被害者等支援管理システム運用責任者は、犯罪被害者等支援管理システム取扱責任者等に、事案情報照会及び支援情報照会の権限を付与することができることとし、各種照会により支援活動の進捗状況を常に把握して、支援活動を効果的かつ確実に実施するものとする。

なお、照会結果を出力した場合は、その取扱いを厳格にし、用済み後は確実に廃棄するものとする。